

daily コラム

2017 年 10 月 11 日(水)

〒810-0001 福岡市中央区天神 2-8-49 ヒューリック福岡ビル 7 階
税理士法人かさい会計 TEL 092-771-4421 FAX 092-771-1417
Email info@kasai-grp.co.jp

育児・介護休業法と給付金の改正

平成 29 年 10 月 育児・介護休業法改正

今年の 1 月に育児・介護休業法が改正されたのに引き続きこの 10 月からも見直しがあり、保育園に入所できず退職を余儀なくされる事態を防ぐため改正が行われました。改正内容は次の 3 点です。

①最長 2 歳まで育児休業の再取得が可能に

今まで保育園に入れない等の場合、最長 1 年 6 ヶ月は育児休業を申し出る事が出来ましたが、子が 1 歳 6 カ月以後もまだ保育園に入れない場合、さらに 2 歳まで再延長できるようになりました。1 歳 6 カ月以後も入所がかなわない場合もある事から最大 2 歳まで、比較的に入所しやすい 4 月まで育児休業を取得できるケースを増やしたと言う事になります。

②子が生まれる予定の方等に育児休業の制度をお知らせする努力義務

事業主は従業員やその配偶者が妊娠、出産した事を知った場合はその方に育児休業に関する制度（育児休業中・休業後の待遇や労働条件等）を知らせることが努力義務とされました。

③育児目的休暇の導入を促進

未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用出来

る休暇制度（例・配偶者出産休暇、ファミリーフレンドリー休暇、子の行事参加休暇等）を設ける事が努力義務とされました。

雇用保険育児休業給付金の支給延長

育児休業給付金は原則 1 歳に達する日前までの子を養育する為の育児休業を取得した場合に支給されます。子が 1 歳に達する日後の期間に保育所の入所ができない等の理由により育児休業を取得する場合は 1 歳 6 カ月に達する日前まで、延長支給されました。今回の改正で 1 歳 6 カ月に達する日後も同様の理由で育児休業を取得する場合、子が 2 歳に達する日前まで育児休業給付金の支給対象期間が延長となります。

育児休業給付金の 2 歳に達する日前までの延長の対象者は、子が 1 歳 6 カ月に達する日の翌日が平成 29 年 10 月 1 日以降の方となります。また、あらかじめ、1 歳 6 カ月に達する日の翌日についての延長の申し込みをした方が該当者で、再延長の申し込みをする際は保育の申し込みをしたが保育が行われない等、市区町村の発行した入所の保留通知書等の証明書等が必要です。



育児休業給付金の受給者は06年度 13 万件から16年度は32万7千件に増えています